



## 地域農業経営基盤強化促進計画を変更する旨の公告縦覧

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対して意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、町に意見書を提出することができる。

令和8年3月11日

鯉ヶ沢町長 平田 衛



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地域
  - (1) 赤石地区
  - (2) 中村地区
  - (3) 鳴沢・鯉舞地区
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧期間  
自 令和8年3月11日  
至 令和8年3月25日
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧場所  
鯉ヶ沢町農林水産課 農林班  
鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地
- 4 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対する意見書の提出先、提出方法、提出期限及び提出に当たっての注意事項
  - (1) 意見書の提出先 鯉ヶ沢町農林水産課 農林班  
持参又は郵送 〒038-2792 鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地  
F A X 0173-72-2374  
電子メール [aji\\_nourin1@town.ajigasawa.lg.jp](mailto:aji_nourin1@town.ajigasawa.lg.jp)  
(添付ファイルによる場合はテキスト形式によること)
  - (2) 意見書の提出方法  
持参又は郵送、F A X及び電子メールによるもの（任意様式）とし、電話による意見は受け付けない。
  - (3) 意見書の提出期限  
令和8年3月25日
  - (4) 意見書の提出に当たっての注意事項
    - ① 意見書は日本語により記載されたものに限る。
    - ② 意見書には、個人の場合は住所、氏名、職業、連絡先を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地及び連絡先を記載すること。
    - ③ 提出のあった意見書については、その要旨及び処理結果を公表する場合がある。なお、この場合において、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある情報等については当該箇所を伏せる場合がある。
    - ④ 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案以外に対して意見を提出することはできない。